

環境サポートセンターの運営体制について

2004.3.4 札幌市環境プラザ懇談会

名称	北海道環境サポートセンター	札幌市環境プラザ
設置者	財団法人北海道環境財団	札幌市
設置目的	道民及び事業者の自発的な環境保全活動の促進をめざし、環境に関する情報の提供や環境保全活動への支援などに関する事業を行う（財団寄付行為より）	本市の環境保全活動を推進することを目的とし、環境教育・学習の拠点、市民や市民団体等の環境の保全に関する活動の拠点施設として開設（市資料より）
設置経緯	「環境保全活動への支援に関する基本構想」（1996年、北海道）に基づき、1997年に北海道が財団補助事業として開設。	環境審議会答申（1997年）、札幌市環境プラザ検討会議（2000～2002年）の提言を踏まえて複合施設として2003年に市が開設。
運営主体	財団法人北海道環境財団（北海道補助事業）	札幌市直轄（民間委託に向けて検討中）
意思決定機関	財団理事会（施設運営のための会議組織は持たない）	札幌市
施設配置職員	財団職員3名・非常勤職員2名（うち道派遣職員1名） ただし、他の財団職員もセンター事業に関与している。	市職員4名・臨時職員2名
財源	北海道補助金 環境省等からの受託事業 賛助会費・寄付金収入、 外部助成金、他	札幌市一般会計予算
外部意見の反映方策	理事会の議決と評議員会の同意のもとに施設運営を含めて財団事業計画・予算を作成	懇談会の設置運営（将来的には運営委員会に移行）

<特徴>

- 条例に基づく道立施設・出先機関ではなく、形式的には非営利民間団体（財団）の施設である。財団・施設運営そのものは道の一般政策による補助事業であり、財源のほとんど道に依存している。
- 環境学習拠点としてだけでなく、行政と市民・民間をつなぐ中間団体としての性格を持つ。環境サポートセンターはその両方の拠点。
- 財団採用職員（外部への異動がない）が多く、人的ネットワークや活動ノウハウは蓄積しやすい。外部意見の事業への反映についてもスタッフが利用者や活動団体との対話を通して体得した考え方を、ボトムアップ型の施設運営・事業企画を通して実施している（努力している）側面が強い。

（文責：（財）北海道環境財団 久保田学）